

【いわゆる対象外物質について】

番号	質問	回答
59	対象外物質はどのような基準で選定したのですか	対象外物質の選定は、農畜水産物の生産時に農薬、動物用医薬品又は飼料添加物(以下「農薬等」という。)として使用された結果、食品に当該農薬等及びこれらが化学的に変化して生成したものが残留した場合について基本的に以下の考え方にに基づき行いました。 ①農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物質 ②我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのない物質 ③海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていない物質
60	対象外物質は今後も指定するのですか	必要に応じ指定について検討することとなりますが、指定に当たっては食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく内閣府食品安全委員会への意見聴取、その結果を踏まえた薬事・食品衛生審議会での審議が行われます。
61	対象外物質の規定を設けた理由は何ですか	通常の方法により使用され、食品中に残留した場合であっても、その食品を摂取することによって人の健康を損なうおそれがないことが明らかである農薬等の成分である物質については、仮に食品中に残留が認められても規制の対象とすることは適切ではありません。このような観点から、「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの」を厚生労働大臣が定めることとしました。
62	特定農薬である天敵(微生物を含む)を「対象外物質」から除外した理由を教えてください	対象外物質は通常の使用により食品中に残留するものについて、選定することとしています。微生物農薬や天敵農薬はそれぞれ残留しないことが明らかであるため、対象外物質の選定対象から除外しました。
63	食酢、砂糖、デンプン、食用油脂等、過去の対象外物質(案)において、対象外物質リストに記載されていた物質は食品としてポジティブリスト制度の対象外になるのですか	対象外物質とは、これらが農薬等として使用された場合、ポジティブリスト制度の対象外となる物質のことです。食品として利用される場合の食酢、砂糖、デンプン、食用油脂等は、それらに残留する農薬等についてポジティブリスト制度の適用になります。